

水 質 検 査 計 画 書

中川町簡易水道事業

目 次

1. 基本方針
 - (1) 水質検査
 - (2) 水道水質管理
 - (3) 水源水質監視
 - (4) 情報提供

2. 水質検査
 - (1) 水質検査の実施体制
 - (2) 水質検査の実施
 - (3) 水質検査の地点
 - (4) 水質検査の頻度
 - (5) 水質検査結果の報告

3. 水道水質管理

4. 水源水質監視

5. 情報提供

- (別紙1) 水道水質基準項目
- (別紙2) 簡易水道水質検査頻度

1. 基本方針

本計画は、中川町簡易水道事業（以下、「水道事業者」という。）における水道水質検査を適正かつ計画的に実施するため策定する。

（1）水質検査

水道事業者は、検査体制を整備し、適正かつ計画的に検査を実施する。

（2）水道水質管理

水道事業者は、水道水質の適正を確保するため、水質検査の結果を随時把握し、水質異常時等における速やかな対応を図ることにより町民に安全な飲料水を供給する。

（3）水源水質監視

水道事業者は、水源における水質監視に努め、水質の異常に応じて適切な対応を図る。

（4）情報提供

水道事業者は、水質検査の結果等について閲覧に供する等情報提供を積極的に行い、利用者の理解と協力を得るよう努める。

2. 水質検査

（1）水質検査の実施体制

水質検査体制については「北海道水道水質管理計画」に基づき、水質検査を適正かつ計画的に実施するため、名寄市水道事業所水質検査センターに検査委託を行う。

（2）水質検査の実施

水質基準に関する省令に基づく基準51項目全ての検査を実施する。（別紙1）

また、必要に応じて、水質管理目標設定項目等、その他必要となる検査を実施する。（別紙2）

（3）水質検査の地点

浄水処理に係る検査以外については給水栓水での採水を原則とし、一日一回行う検査（色、濁り、残留塩素）と併せ、配水系統を勘案して採水地点を決定する。

（4）水質検査の頻度

検査頻度の決定にあつては、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（H15.10.10 健水発第1010001号）に基づき、浄水処理及び維持管理等を勘案して、検査項目・頻度を決定する。（別紙2）

(5) 水質検査結果の報告

水道事業者は、水質基準項目の他、水質基準を補完する項目の検査等、実施した全ての水質検査について、検査を実施した月の翌月 10 日までに所管保健所長に報告する。
なお、様式は別に定める。

3. 水道水質管理

水道水質の適正を確保するため、「水質検査計画」の作成を行い、「水道水質管理指導要領」に基づく対応を図る。

4. 水源水質監視

水源水質の異常を的確に把握するため、継続的な水源の監視を行うとともに、計画的な水質調査を実施する。

5. 情報提供

水道事業者は、水質検査を実施した全ての項目についてその情報を提供する。

(1) 次に掲げる事項について毎年 1 回以上定期的に提供するものとする。

- ①水質検査の計画及び結果その他水道水の安全に関する事項
- ②水質検査の実施体制

(2) 次に掲げる事項について必要に応じて提供するものとする。

- ①臨時の水質検査の結果
- ②災害、水質事故等の非常時における水道の危機管理に関する事項

附 則

この計画は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。